

第1

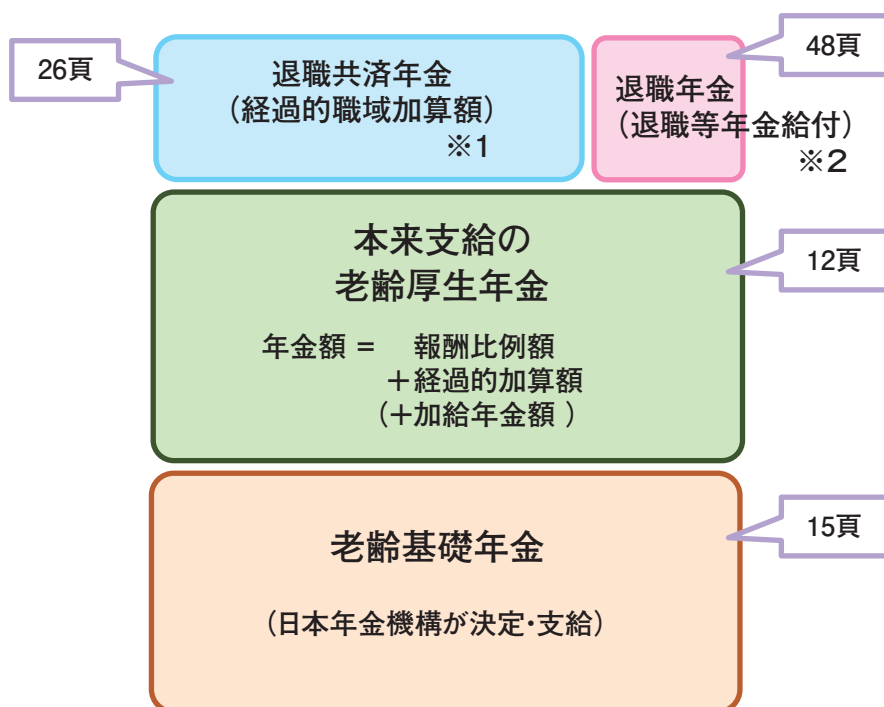
年金の基本的なしくみ

1 受ける年金の一般的なイメージ（老齢年金）

老齢年金は原則として、65歳から支給されることとなっております。

老齢厚生年金＋退職共済年金（経過的職域加算額）＋退職年金＋老齢基礎年金

65歳に達した月の翌月分から（本来支給）



※1 退職共済年金(経過的職域加算額)は、平成27年9月以前の組合員期間により計算されます。

※2 退職年金(退職等年金給付)は、平成27年10月以降の組合員期間により計算されます。

【年金受給額の現在価値】

現役時代に年金保険料を納めることで、民間の厚生年金加入者と同様に現役引退後の収入の柱となる年金を受け取ることになります。

政府としては5年に一度、国民年金及び厚生年金の年金財政の健全性・持続性を検証するため様々な試算を行っています。

令和6（2024）年に行われた財政検証の中では、平均年金月額（基礎年金 + 厚生年金）は、例えば、30歳（1994年生まれ）の男性では15.8万円、女性では12.4万円と示されています。

これを基に、性別ごとの平均寿命を用いて受給期間を仮定した場合、下表の金額が算出されます。

性別	平均年金月額①（万円） （65歳時）	受給期間②（年）	金額（①×②）（万円）
男性	15.8	16（192月）（65歳～81歳）	3,034
女性	12.4	22（264月）（65歳～87歳）	3,274

（注1） 平均年金月額は、第19回社会保障審議会年金部会2024年11月5日資料2過去30年投影ケース（厚生年金期間中心）によります。なお、平均年金月額は、令和6（2024）年度時点の価格（物価上昇率0.8%で割り戻した実質額）になります。

（注2） 受給期間における平均寿命は、令和6年簡易生命表によります。（男性81.09歳、女性87.13歳）

また、これらの年金は、基本的に65歳から支給が開始されますが、65歳以後少しずつ取り崩していく定期預金のような財産とみることもできます。

なお、皆様が受け取る本人のそれぞれの年金額は、皆様のそれぞれの組合員期間の長さとその期間における標準報酬額によって異なります。

ご自身の将来年金額の試算につきましては、129頁「KKR年金スマートサービス」をご利用登録していただくと可能となります。